

福岡県公報

平成30年2月6日
第3964号

目次

告示(第88号-第93号)

- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) …………… 3

公告

- 落札者等の公示 (職業能力開発課) …………… 3
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (環境保全課) …………… 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 5
- 福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 (県営住宅課) …………… 5

選挙管理委員会

- 福岡県議会議員補欠選挙の執行に係る選挙人名簿の登録 (市町村支援課) …………… 5

雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (環境保全課) …………… 6
- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見

の募集 (自然環境課) …………… 8

再掲

○家畜伝染病の発生 (畜産課) …………… 11

告示

福岡県告示第88号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成27年1月23日福岡県告示第28号北九州都市計画道路事業3・3・19号4号線及び北九州都市計画道路事業3・4・179号砂津長浜線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年2月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州広域都市計画道路事業 3・3・44-19号 4号線
北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-179号 砂津長浜線
- 3 事業施行期間
平成11年8月25日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成27年1月23日福岡県告示第28号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
平成27年1月23日福岡県告示第28号の事業地に同じ

福岡県告示第89号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月12日福岡県告示第383号北九州都市計画道路事業3・4・200号折尾東西線及び北九州都市計画道路事業3・4・199号折尾南北線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項にお

定期発行日 毎週火金曜日
〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 株式会社印刷
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 福岡県 総務部行政経営企画課 株式会社印刷
(電話) 092-643-3028 (電話) 092-262-5726

いて準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年2月6日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-200号 折尾東西線

北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-199号 折尾南北線

3 事業施行期間

平成19年3月15日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年3月12日福岡県告示第383号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成24年3月12日福岡県告示第383号の事業地に同じ

福岡県告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月12日福岡県告示第382号北九州都市計画道路事業3・4・200号折尾東西線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年2月6日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-200号 折尾東西線

3 事業施行期間

平成22年7月21日から平成34年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年3月12日福岡県告示第382号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日福岡県告示第355号北九州都市計画道路事業3・4・198号日吉台光明線（折尾五丁目工区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年2月6日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-198号 日吉台光明線（折尾五丁目工区）

3 事業施行期間

平成23年10月28日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年3月31日福岡県告示第355号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年3月27日福岡県告示第317号北九州都市計画道路事業3・4・198号日吉台光明線（折尾四丁目

工区)の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年2月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-198号 日吉台光明線(折尾四丁目工区)
- 3 事業施行期間
平成22年9月15日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成27年3月27日福岡県告示第317号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第93号

福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年2月6日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
534	朝倉市柿原827-11 竹田 理恵	朝倉市甘木2014-1 福岡県朝倉総合庁舎内売店	平成30年 1月24日

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年2月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称
福岡高等技術専門校新校舎物品移設等業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県立福岡高等技術専門校庶務課
 - (2) 所在地
福岡市東区千早四丁目24番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
ブルームビルド株式会社
 - (2) 住所
宮城県黒川郡大和町杜の丘三丁目2番地の6
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)
89,532,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成29年11月10日

公告

土壤汚染対策法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正案について

、次のとおり意見を募集します。

平成30年2月6日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成30年1月24日から平成30年2月22日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課に備え置きます。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年2月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年1月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) フェスティバルガーデン上津
- (2) 所在地 久留米市本山一丁目542番 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
ダイワロイヤル株式会社	代表取締役 原田 健	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所

東京靴株式会社	代表取締役 渡部 正行	鳥根県松江市東出雲町出雲郷1643番4
他未定		

4 大規模小売店舗を新設する日

平成30年9月25日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,955平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	31
建物敷地南側	128
合計	159

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
A棟東側	15
A棟南側	6
A棟南側	6
B棟東側	3
B棟東側	9
C棟西側	55
合計	94

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
A棟南側	30
A棟西側	35
合計	65

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
A棟西側	5.60

A棟内中央	11.98
合計	17.58

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時00分～午後10時00分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物敷地北側及び南側
4箇所	建物敷地南側駐車場北側及び南側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年2月6日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス春日天神山店

- (2) 所在地 春日市天神山三丁目2番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

廃棄物に係る事項等

事業系一般廃棄物の収集運搬に当たっては、春日市の一般廃棄物収集運搬許可業者と直接、契約・打ち合わせを行うこと。

また、春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第4条に規定する多量排出事業者に該当する場合は、廃棄物の減量計画書提出等の義務が生じるため、春日市環境課と協議を行うこと。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月6日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画道路の変更（平成30年1月19日糸島市告示第5号）

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成30年2月6日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名称	位置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営小犬丸住宅	築上郡吉富町	3,000円	9,000円	平成29年9月8日
福岡県営東箱崎住宅	福岡市東区	3,500円	10,500円	平成30年1月19日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第19号

福岡県議会議員補欠選挙（嘉麻市選挙区）が近く執行される予定であるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づく選挙人名簿の登録につき、そ

の要領を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成30年2月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

- 1 登録の基準日 平成30年3月1日
ただし、選挙人名簿登録資格者の年齢については、平成30年3月11日をもって算定するものとする。
- 2 登録日 平成30年3月1日

雑 報

福岡県環境審議会公告

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成30年2月6日

福岡県環境審議会会長 浅野直人

- 1 意見募集の対象
水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定に係る答申案
- 2 答申案の概要
 - (1) はじめに
 - ア 水生生物の保全に係る水質環境基準について
 - イ 水生生物保全環境基準の類型指定について
 - (2) 河川・湖沼に係る水生生物保全環境基準の類型指定方針について
 - ア 類型指定のための必要な情報
 - イ 対象河川
 - ウ 類型指定の考え方
 - エ 湖沼の取扱い
 - (3) 豊前海流入河川、遠賀川、油木ダム及び力丸ダムにおける水生生物保全環境基準

の類型指定について

- (4) 河川ごとの類型指定に係る検討

3 答申案の閲覧場所等

(1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎内）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）
- (6) 福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

4 意見書の提出期間

県公報掲載の日から平成30年2月19日（月）まで（必着）

5 意見書提出の方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部環境保全課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3359

（ファクシミリ）092-643-3357

（電子メール）kanho@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

福岡県環境審議会公告

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

平成30年2月6日

福岡県環境審議会会長 浅野直人

1 意見募集の対象

- (1) 耶馬日田英彦山国定公園英彦山及び犬ヶ岳生態系維持回復事業計画の策定に係る答申案
- (2) 第12次鳥獣保護管理事業計画の変更に係る答申案
- (3) 福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）の変更に係る答申案

2 答申案の概要

- (1) 耶馬日田英彦山国定公園英彦山及び犬ヶ岳生態系維持回復事業計画の策定に係る答申案

○ 概要

ア 生態系維持回復事業計画の名称

耶馬日田英彦山国定公園英彦山及び犬ヶ岳生態系維持回復事業計画

イ 生態系維持回復事業計画の計画期間

本計画策定の日から目標を達成する日まで

ウ 生態系維持回復事業を行う区域

耶馬日田英彦山国定公園（福岡県地域）英彦山及び犬ヶ岳地区

エ 生態系維持回復事業の内容

- ・ 生態系の状況の把握と監視
- ・ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼす恐れのある動植物の防除
- ・ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- ・ 以上の事業に必要な調査等に関する事業

- (2) 第12次鳥獣保護管理事業計画の変更に係る答申案

○ 主な変更点

ア 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- ・ オオタカについては、原則鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。（ただし、防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合を除く。）
- ・ 捕獲後、その個体を飼養する場合の飼養者を公的機関等に限定

イ 販売禁止鳥獣等の販売許可

- ・ オオタカに係る販売許可証を交付する際の許可条件を以下のとおりとする。
販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること
販売する鳥獣に足環を装着させること等

ウ 特定猟具（銃器）使用禁止区域の新規指定

- ・ 田尻・太郎丸休猟区（福岡市西区196ha）の指定期間満了に伴い、同地区を特定猟具（銃器）使用禁止区域に新規指定（指定期間：2017（平成29）年11月15日～2027年11月14日）

- (3) 福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）の変更に係る答申案

○ 主な変更点

- ・ 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
一人一日当たりの捕獲数については、制限が解除されたため制限緩和措置を削除。

3 答申案の閲覧場所等

(1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区域内7-8）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2-1）
- (6) 福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見の提出期限

平成30年2月6日（火）から平成30年2月19日（月）まで必着

5 意見書提出の方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部自然環境課

(住所) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(ファクシミリ) 092-643-3222

(電子メール) shizen@pref.fukuoka.lg.jp

(別紙)

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見を提出する 答申案	耶馬日田英彦山国定公園英彦山及び犬ヶ岳生態系維持回復事業計画の策定に係る答申案
(○)を記入)	第12次鳥獣保護管理事業計画の変更に係る答申案
	福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）の変更に係る答申案

意見

理由

備考

記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第58号の2

家畜伝染病が発生したので家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成30年1月26日

福岡県知事 小 川 洋

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患 畜	1 頭	大牟田市	平成30年1月25日